

○通り会元気応援事業補助金交付要綱

令和5年4月3日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域経済の活性化を目的に、市内の通り会（当該通り会で構成される連絡協議会を含む。）が行う組織力の強化、地域における賑わい及び活力の創出に資する取組みに対し、予算の範囲内において、通り会元気応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付に関してうるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内の通り会とし、次に掲げる団体とする。

- (1) 赤道東大通り会
- (2) 赤道南大通り会
- (3) みほそあきない組合
- (4) 肝高あやはし組合
- (5) グランド通り会
- (6) 平良川通り会
- (7) コミュニティみどり町通り会
- (8) セブンコミュニティーズ連絡協議会

2 市長は、前項第1号から第7号に掲げる団体（以下「各号団体」という。）のうち、3団体以内の複数の各号団体が共同で次条第1号の事業をする場合は、当該複数の各号団体を一団体（以下「共同事業者」という。）とし、補助対象事業者とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

が事業主であるとき。

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- (8) 第5条第1項に規定する上限額に達した各号団体が共同事業者の構成団体にいる場合で、第7条第2項に規定する交付申請があったとき。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる団体が、当該各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 各号団体及び共同事業者 市内の各通り会の組織力強化、地域における賑わい及び活力の創出並びに地域経済の活性化に資する事業
- (2) 前条第1項第8号に掲げる団体 市内の全ての通り会の組織力強化、賑わい及び活力の創出並びに地域経済の活性化に資する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業において必要となる経費であって、別表に掲げる経費とする。

- 2 補助対象経費は、消費税を除く額とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間及び支払い経費の対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該交付決定の日が属する年度の2月20日までに実施する補助対象事業とする。ただし、当該期日が、うるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）に定める市の休日となる場合は、その翌日までを補助金の交付対象期間とする。

2 前項に規定する期間内に実施した補助対象事業に係る経費は、交付決定の日から当該交付決定の日が属する年度の2月末日までに支払われたものを対象とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、通り会元気応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、補助対象事業を開始する予定の日の14日前までに、市長に提出しなければならない。

2 共同事業者が補助金の交付申請をする場合は、共同事業者の代表団体が前項に規定する申請書に係る書類を添えて、補助対象事業を開始する予定の日の14日前までに、市長に提出しなければならない。

3 各号団体、共同事業者及び第2条第1項第8号に掲げる団体（以下「各号団体等」という。）は、第5条第1項に規定する各号団体の補助金の上限額の範囲内で複数回補助金を申請することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、通り会元気応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の際、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じたときは、事業開始の10日前までに、通り会元気応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を

市長に提出しなければならない。ただし、事業開始の10日前までに補助金変更（中止・廃止）承認申請書を提出できないことについて市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、補助対象経費が20パーセントを超えない範囲で減額する場合又は交付決定額の10パーセントを超えない範囲で補助対象経費における科目間で流用を行う場合は、前項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

（補助金の変更交付決定等）

第10条 市長は、前条の規定による承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で承認したときは、補助金の交付額を変更し、通り会元気応援事業補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書（様式第4号）により交付決定事業者に通知するものとする。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

（実績報告）

第11条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了した日若しくは前条の規定による中止又は廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日までに、通り会元気応援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定事業者は、前項の規定による実績報告の後においても市長の指示があるときは、補助対象事業に係る実績及び効果について報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、通り会元気応援事業補助金額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により当該実績報告をした交付対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定事業者は、補助金の交付額の確定通知を受けたときは、通り会元気応援事業補助金精算払請求書(様式第7号)を、確定通知書を受けた日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業に必要な経費として、補助金交付決定額の9割を限度として、概算払いを行うことができる。この場合において、交付決定事業者は、概算払いを受けようとするときは、通り会元気応援事業補助金概算払請求書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 交付決定事業者は、規則第18条各号に規定する財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、取得財産等が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。

3 規則第18条第2号の市長が定めるものは、価格が30万円以上の機械、器具及びその従物とする。

4 市長は、規則第18条に規定する市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の規定による決定の内容(第10条の規定により承認をしたときは、その承認した内容)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (2) 不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 前条第1項及び規則第18条の規定に違反した場合

(4) この告示に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合（ただし、交付決定事業者の責に帰すことができないと認められる場合を除く。）

(補助金の返還期限等)

第16条 規則第15条第1項及び第2項の期限は20日とし、補助金の返還を命ずるときは、通り会元気応援事業補助金返還請求書（様式第9号）により交付対象事業者に通知するものとする。

(補助金の経理区分)

第17条 交付決定事業者が補助金の交付を受けたときは、事業の実施状況及び補助金に係る経費の収支の状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備えなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象期間の終了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月3日から施行する。

附 則（令和5年9月20日告示第199号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市がんばろう！通り会元気応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月11日告示第6号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年1月11日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のうるま市がんばろう！通り会元気応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月19日告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のうるま市通り会元気応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助上限額	備考
各号団体	1 謝礼金(講師謝礼金、委員謝礼金等) 2 旅費(旅費、費用弁償等) 3 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費等) 4 役務費(通信運搬費、広告料、手数料等) 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 備品購入費 8 その他市長が特に必要と認めた経費	9 / 10	補助対象経費に補助率を乗じた額	次のいずれか低い額を上限とする。 (1) 100万円に、各号団体の会員数に2万円を乗じた額を加算した額 (2) 250万円 ※各号団体の会員数は、別に定める日に在籍する会員数とする。	共同事業者に対する補助金交付決定後に、共同事業者を構成する各号団体に対する補助金の上限額は、次の(1)から(2)を控除した額とする。 (1) 左欄の補助上限額により求めた額 (2) 共同事業者が第8条第1項の規定により交付決定を受けた額又は第12条の規定により確定した額を、共同事業者の構成団体数で除した額
第2条第1項第8号に掲げる団体				200万円	

共同事業者			<p>共同事業者を構成する各号団体の補助金の上限額を合算した額を上限とする。</p>	<p>各号団体に対する補助金交付決定後に、当該各号団体が共同事業者を構成する場合の当該共同事業者に対する補助金の上限額は、次により算定した額とする。</p> <p>(1) 各号団体の補助上限額から、共同事業者を構成する各号団体に対して第8条第1項の規定により交付決定を受けた額又は第12条の規定により確定した額を控除した額</p> <p>(2) (1)により算定した共同事業者を構成する各号団体の上限額を合算した額</p>
-------	--	--	--	---